

福岡県公報

平成18年8月2日
第2565号

目次

告示(第1436号—第1466号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○救急病院等の認定	(医療指導課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	3
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○土地改良区の設立認可申請の適否決定	(農地計画課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○市の町の区域の設定	(地方課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	6
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁政課)	10
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課)	10
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
公 告		
○平成18年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災安全課)	11

正 誤

○家畜伝染病の発生(平成18年7月福岡県告示第1340号)中正誤	14
----------------------------------	----

告 示

福岡県告示第1436号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市大字八島字森園188-2、188-3及び190-10から190-12まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
前原市大字八島187番地

真覚寺 代表役員 徳永 隆英

福岡県告示第1437号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
朝倉市・朝倉郡筑前町・東峰村（以上1市1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに朝倉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1438号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木 志波字狐原5571から5574まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1439号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
福岡城南病院	福岡市中央区薬院4-6-9	平成18年8月1日から平成21年7月31日まで
林病院	福岡市博多区千代1-20-18	
医療法人聖和会安永病院	福岡市南区大橋1-18-18	
医療法人恵光会原病院	福岡市南区若久2-6-1	
福岡山田病院	福岡市東区箱崎3-9-26	
村上華林堂病院	福岡市西区戸切2-14-45	
さくら病院	福岡市城南区片江4-16-15	

医療法人恵真会渡辺整形外科病院	前原市大字前原1811-1
医療法人友田外科医院	前原市浦志2-1-37
医療法人社団廣徳会岡部病院	粕屋郡宇美町明神坂1-2-1
福岡青洲会病院	粕屋郡粕屋町長者原沼ノ内800-1
医療法人文佑会原病院	大野城市白木原5-1-15
秦病院	大野城市筒井1-3-1
医療法人春成会樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東1-86
医療法人正明会諸岡整形外科病院	筑紫郡那珂川町片縄3-81
医療法人天神会新古賀病院	久留米市天神町120
医療法人白髭会足達消化器科整形外科医院	大川市大字榎津332-2
福田病院	大川市大字向島1717-3
医療法人社団慶仁会川崎病院	八女市津江538
大牟田市立総合病院	大牟田市宝坂町2-19-1
三宅脳神経外科病院	飯塚市薬市243-11
医療法人一寿会西尾病院	直方市津田町9-38

福岡県告示第1440号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字薦附3224-1、3224-3及び3230
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区馬出5丁目9番8号

株式会社岩相工業 代表取締役 岩本 博

福岡県告示第1441号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里4丁目359-6、360-1及び360-3（第一工区）
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡志免町南里3丁目9番33号
南里 義輝

福岡県告示第1442号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	小郡市下西鯨坂1635-1	18・7・11

福岡県告示第1443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年7月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 エフコープ那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目78番 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目78番 外	4	福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目78番 外

福岡県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米小郡	久留米小郡線	小郡市大保1571番1先から 同市大保1592番21先まで

福岡県告示第1445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成18年7月26日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定

により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
竹野第二土地改良区	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成18年8月2日から 平成18年8月30日まで	久留米市役所 久留米市役所 田主丸総合支所

福岡県告示第1446号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町勝山 浦河内字上ノ山1218、1219
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山1218
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1447号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
大牟田市大字久福木字長浦933の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第1448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八女市長から次のように八女市の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年10月1日効力を生ずるものとする。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を次のとおり設定する。

- 1 廃置分合前の八女市の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字本町	本町
大字本村	本村
大字稲富	稲富
大字豊福	豊福

大字宅間田	宅間田
大字吉田	吉田
大字岩崎	岩崎
大字大島	大島
大字祈祷院	祈祷院
大字津江	津江
大字馬場	馬場
大字納楚	納楚
大字平田	平田
大字酒井田	酒井田
大字高塚	高塚
大字宮野	宮野
大字柳瀬	柳瀬
大字矢原	矢原
大字光	光
大字緒玉	緒玉
大字川犬	川犬
大字平	平
大字新庄	新庄
大字国武	国武
大字山内	山内
大字長野	長野
大字北田形	北田形
大字柳島	柳島
大字大籠	大籠
大字忠見	忠見
大字井延	井延
大字黒土	黒土

大字本	本
大字今福	今福
大字蒲原	蒲原
大字亀甲	亀甲
大字龍ヶ原	龍ヶ原
大字立野	立野
大字前古賀	前古賀
大字鶴池	鶴池
大字室岡	室岡
小字は残す。	

2 廃置分合前の八女郡上陽町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字北川内	上陽町北川内
大字久木原	上陽町久木原
大字下横山	上陽町下横山
大字上横山	上陽町上横山
小字は残す。	

福岡県告示第1449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
甘木市小田土地改良区	18・7・24

福岡県告示第1450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年7月24日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
行橋市大字下崎 (入覚地区第5換地区)	換地計画書の写し	平成18年8月2日から 平成18年8月30日まで	行橋市役所

福岡県告示第1451号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久留米たすけあいの会

(2) 代表者の氏名

佐藤 須美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市宮ノ陣町大杜429番地の7

(4) 定款に記載された目的

(変更前) 本会は、地域住民が、困った時お互いに助け合う事によって、高齢

社会を健康で生き甲斐をもち、安心して生涯を過ごし、明るい活力ある長寿・福祉社会を目指し、自主、自立、自由の精神をもって、在宅福祉サービスに関する事業等を行い、福祉の増進を図ることを目的とする。

(変更後) この法人は、地域住民が、困った時にお互いに助け合う事によって、高齢社会を健康で生き甲斐をもち、安心して生涯を過ごし、明るい活力ある長寿福祉社会を目指し、自主、自立、自由の精神をもって、在宅福祉サービスに関する事業等を行い、福祉の増進を図ることを目的とする。

福岡県告示第1452号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡教育支援センター

(2) 代表者の氏名

古賀 勝彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市東町字洲崎516番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校者、高校中退者及びその家族に対する、教育支援、社会復帰支援事業を行い、子どもの健全育成に貢献し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1453号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 地球・環境・人等共生

(2) 代表者の氏名

三宮 征司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区畠田三丁目4番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の交流促進・活性化や求職者の就業支援、少子高齢化対策、農村地域の活性化等地域の多様なニーズに沿った地域活動を意欲に満ちた地域住民の参加によって展開し、太陽・水・緑・環境・人等が共生するより安心して豊かで明るい住環境の街づくりや生き甲斐づくり、自立支援のため、各自治体や関係各所とも連携をとりながら地域社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1454号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 大牟田知的障害者育成会

(2) 代表者の氏名

雪竹 清弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市大字歴木1692番地8 大牟田福祉作業所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害当事者の主体性とエンパワーメントを基本にすえたノーマライゼーションの理念の下、障害者が地域の中で自立生活を営んでいけるよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1455号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 自動車盗難防止協会

(2) 代表者の氏名

塚元 勝男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市御笠川五丁目4番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全国の自動車を利用する人々に対して、自動車盗難に関する情報提

供・相談やセミナー等の活動を行い、自動車の盗難に関してその実情の報告により盗難防止を心がける地域になることを目指し、また公共・民間への情報提供を行い、これらを通じより安心した自動車生活に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1456号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ひまわり南区福祉会

(2) 代表者の氏名

三木 房子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区鶴田四丁目19番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神保健福祉を地域の人々と共に考え、精神障がい者を中心に広く障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1457号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営京築地区土地改良（農道整備） 事業変更計画書の写し	平成18年8月2日から 平成18年8月30日まで	豊前市役所 みやこ町役場 築上町役場 吉富町役場 上毛町役場

福岡県告示第1458号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人いるか福祉会

(2) 代表者の氏名
刀根 浩司

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区桜原7丁目22番9号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、在宅で支援が必要な障がいのある人たちに対して、心身障がい者福祉作業所の運営や障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの提供を通して、障がいのある人たちが地域社会で安心して豊かな生活ができるように支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1459号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンター

(2) 代表者の氏名
山下 ゆかり

(3) 主たる事務所の所在地
福岡市博多区博多駅前2丁目12番15号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、国籍、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる社会を目指し相談会及び教育支援等を中心とした事業を行い、国際協力、まちづくりの推進、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動の健全化及び健やかに暮らせる地域づくりの増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1460号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人在宅介護シエスタ
- (2) 代表者の氏名
國廣 浩一
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区香椎駅前2丁目5番30号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、要介護者や要支援者及び虚弱者に対して、個々の解決すべき課題や状況に応じた看護、介護サービスと支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1461号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人福岡地域福祉サービス協会
- (2) 代表者の氏名
佐々木 秀隆
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区千代4丁目24番20号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、虚弱や寝たきり、疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びそ

他の人に対するホームヘルプサービスその他の福祉サービスの提供及び教育研修事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるように支援費制度に関する事業をおこなう。それを通じて、人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1462号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成18年8月2日から同年8月16日までの間縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
大牟田市早米来町2丁目89	原 田 晴 耕	三池港	三里漁業協同組合
大牟田市早米来町1丁目102	小 柳 俊 二		
大牟田市浪花町11-4	坂 田 栄 次		
大牟田市南船津町4丁目2-12	中 島 敏 信		
大牟田市南船津町2丁目4の6	土 井 良 次		
大牟田市浪花町26	中 島 繁 則		

福岡県告示第1463号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者は、所在不確知の公告に対して申出をしなかったので、同法第38条第1項の規定により、平成18年8月22日をもってその登録を取り消す。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできる。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

名 称	氏 名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
ゴーン	岡 弘道	福岡市博多区中呉服町6番7号	福岡県知事(1)第08094号	平成15年10月15日

福岡県告示第1464号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
三池郡高田町大字濃施394番地	医療法人 弘恵会ヨコクラ病院	西 野 裕
筑紫野市針摺東3-2-13	ひろたこどもクリニック	廣 田 雄 一

福岡県告示第1465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	一般 国道	385線	前	柳川市西浦池1331番3先から 同市西浦池1330番2先まで	4.0 ～ 8.1	48.5
			後	同上	8.0 ～ 8.1	
柳 川	県 道	高 柳 田 川 線	前	柳川市大和町豊原434番先から 同市三橋町藤吉228番6先まで	4.1 ～ 7.7	169.0
			後	同上	6.0 ～ 12.2	

福岡県告示第1466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
柳 川	枝 光 今 古 賀 線	柳川市袋町23番1先から 同市南長柄町21番2先まで

公 告

公告

平成18年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成18年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けてから2年以上経過しているもの
- (2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
 - ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
 - イ 危険物関係法令による規制の要点
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
 - ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
 - イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
 - ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に

従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日・会場・種別及び時間

講習月日	講習会場	区分	講習時間
9月4日 (月)	北九州市小倉北区内1-1 北九州市庁舎3階大集会室	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月5日 (火)	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月6日 (水)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月7日 (木)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月8日 (金)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月11日 (月)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月19日 (火)	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月20日 (水)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月26日 (火)	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月27日 (水)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月3日 (火)	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月4日 (水)	"	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
10月5日 (木)	"	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月6日 (金)	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

10月11日 (水)	"	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月17日 (火)	直方市津田町7-20 直方市中央公民館	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月18日 (水)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月31日 (火)	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
11月1日 (水)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 講習開催地への持参による受付

受付日	受付会場	所在地
8月22日(火) 8月23日(水)	北九州市庁舎 3階大集會室	北九州市小倉北区城内1-1
8月30日(水)	久留米市消防本部	久留米市東櫛原町999-1
9月1日(金)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46
9月13日(水) 9月14日(木)	ふくおか石油会館 2階會議室	福岡市博多区下呉服町1-15
9月29日(金)	直方市消防本部	直方市新町2-5-10
10月20日(金)	行橋市消防本部	行橋市中央1-9-9

イ 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付開始日	郵送期限(消印有効)	郵送申込先
北九州会場	8月3日(木)から	8月17日(木)まで	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 (ふくおか石油会館3階) (社)福岡県危険物安全協会
久留米会場	8月11日(金)から	8月25日(金)まで	
大牟田会場	8月15日(火)から	8月29日(火)まで	
福岡会場	8月25日(金)から	9月8日(金)まで	
直方会場	9月11日(月)から	9月25日(月)まで	
行橋会場	10月2日(月)から	10月16日(月)まで	

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。

(2) 受講手続きその他の問い合わせは、社団法人福岡県危険物安全協会(電話092-273-1150)に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・7・14	2558	告 示	1340	3		○		表中	赤地	赤池